

第 11 期（第 6 回）福岡市男女共同参画審議会
（令和 8 年 8 月 3 日）

議題 1

福岡市男女共同参画基本計画（第 4 次）の
令和 7 年度実施状況に対する評価について

1 男女共同参画基本計画（第4次）の進行管理・実施状況評価の方法

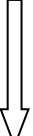
（1）進行管理・実施状況評価の考え方

① 目的

福岡市男女共同参画基本計画（第4次）（計画期間：令和3年度から令和7年度）の進捗状況を確実に把握し、その評価を行うことにより、計画の実効性を確保し、評価を次年度以降の施策に反映させ、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を推進する。

② 評価の対象及び方法等

【評価の対象等】

区分	対象	評価者	摘要
一般評価	一般評価事業 事業実施担当課が実施する各事業 〈資料3・参照〉	事業実施担当課 毎年度、「達成度」について自己評価を実施  審議会に報告 次年度以降の事業に反映	〔判定区分〕 〈達成度〉 A：90%以上（十分達成している） B：70%以上（ある程度達成している） C：50%以上（達成が不十分である） D：50%未満（達成できていない） 令和7年度までの事業目標を踏まえ、5年度事業の「達成度」を自己評価。
重点評価	重点評価項目 重点的に取り組む施策（5項目） 〈P3～6・参照〉 （進行管理票） 〈資料2・参照〉	審議会 毎年度、継続的に評価を実施  次年度以降の施策に反映	〔判定区分〕 〈達成状況〉 ・順調 ・おおむね順調 ・やや遅れている ・遅れている ・重点評価項目に該当する事業の実施状況について、達成状況の判定とともに、審議会での主な意見を記載。
総合評価	基本目標 基本計画（第4次）に規定する5つの基本目標	審議会 全ての評価内容を踏まえ、次期計画策定過程で評価を実施（令和7年度）  次期基本計画に反映	

【評価の方法】

① 評価

審議会において、重点評価項目ごとに評価を行う。評価は、事務局（男女共同参画課）が重点評価項目の進捗状況を把握し、作成した進行管理票により行う。

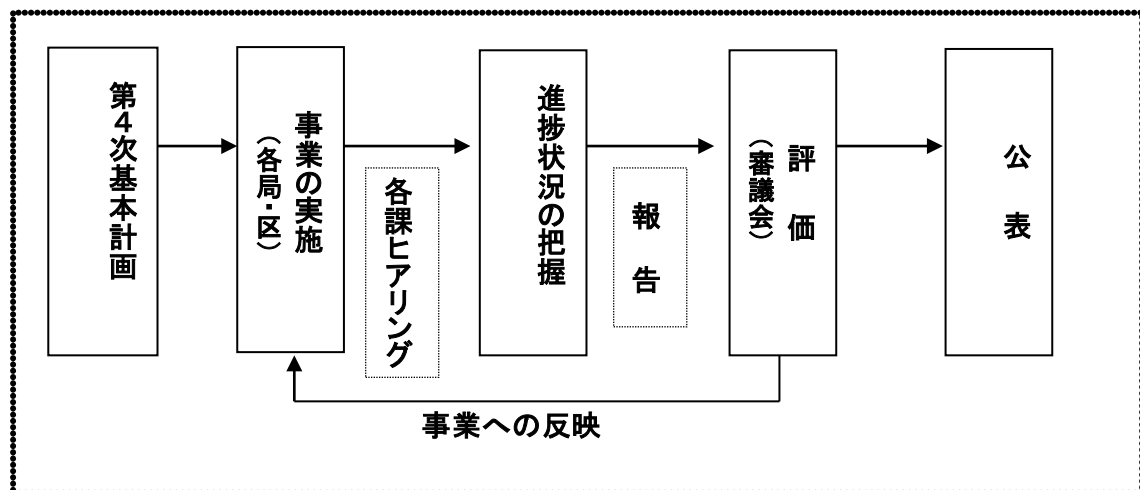
② 審議会への事業実施担当課の出席

重点評価項目の審議において、事業実施担当課が出席する。

③ 公表

施策の実施状況及びその評価内容について、年次報告書を作成し、事業の実施状況に関する評価の結果を次年度の事業に反映するとともに、市民に公表する。

（２）進行管理・評価の流れ



〈参考〉

福岡市男女共同参画を推進する条例

第12条：「市長は、毎年1回、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及びその評価について報告書を作成し、これを公表するものとする。」

第28条：「審議会は、次に掲げる事務を行う。」

第2号：「男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。」

5 重点的に取り組む施策

本市の現状と課題、国の動き、社会経済情勢の変化などを踏まえ、次の5項目に重点的に取り組みます。

(1) ライフステージに応じた男女共同参画意識の啓発

若年層への男女共同参画に対する意識啓発のため、小・中学校における男女平等教育や教職員を対象にした研修の充実を図るとともに、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについて学び、性別にとらわれないキャリア形成への意識を高めることを目的とした出前セミナーを市内中学校で実施します。

また、「みんなで参画ウィーク」や各校区の男女共同参画協議会等の活動支援など、広く男女共同参画意識の啓発を行います。

さらに、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けて、学生や子育て世代、さらには中高年などを対象に、各ライフステージに応じた、共感を得られる内容の出前セミナー等の取組みを、関係機関や地域などと連携して進めていきます。

(2) 配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止

配偶者等からの暴力を受けた被害者が被害を我慢することなく相談し、被害が深刻化する前に支援につなげられるように、相談窓口の周知に努めます。

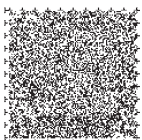
被害者の立場に立ち、相談対応から保護・自立まで切れ目のない支援を進めるために、関係機関と連携して配偶者等からの暴力防止に関する施策の一層の充実・強化に努めます。

また、暴力の未然防止のため、若年層を含むあらゆる世代に対して暴力防止啓発の取組みをより充実させていきます。

(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

男性も家事・育児、介護等の家庭生活や、地域活動等で積極的な役割を果たすよう意識を改革し、行動の変容へと繋げていくため、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けた研修、出前セミナーなどを、業界団体や企業などと連携して実施するとともに、具体的な取組み事例の積極的な紹介など、国や県とも連携して、多様で柔軟な働き方の普及促進に努めます。

また、令和4(2022)年度から、常時雇用する労働者が101人以上の企業にまで策定義務が拡大される、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、働き方改革に積極的に取り組む地場企業を、市が発注する工事等の入札などに際し、優先的に指名するなど、企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。



さらに、多様な手法により保育の受け皿を確保するとともに、介護離職を防止するための相談対応を行うなど、仕事と育児や介護を両立できる環境づくりに取り組めます。

（4）働く場での女性活躍の推進

企業におけるダイバーシティ＆インクルージョンの考え方の浸透は、女性をはじめとする多様な人材が能力を発揮できる社会につながっていきます。男女の固定的な役割分担意識の解消に努めるとともに、誰もが持つ無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による悪影響が生じないように、意識改革と理解の促進を図り、多様な人材が活躍しやすい環境づくりが進められるよう、企業に対して支援を行います。

また、働く場において、より多くの女性が、リーダーとして自覚と自信をもって能力を発揮できるよう、キャリアアップや能力向上の支援を行います。

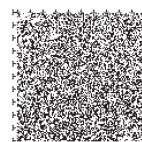
さらに、女性が出産・育児、介護などのライフイベントを経ても、希望に応じた働き方が選択できるよう、女性の起業支援のさらなる充実に取り組むとともに、就業支援やスキルアップの支援を行います。

（5）市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

審議会等の女性委員の参画率向上に向けて、法律等に基づかない協議会等も含めて、女性委員の参画率を個別に透明化するなど、さらなる意識の醸成を図るとともに、庁内の推進組織である「福岡市男女共同参画推進協議会」において、目標値達成に向けた働きかけを行います。

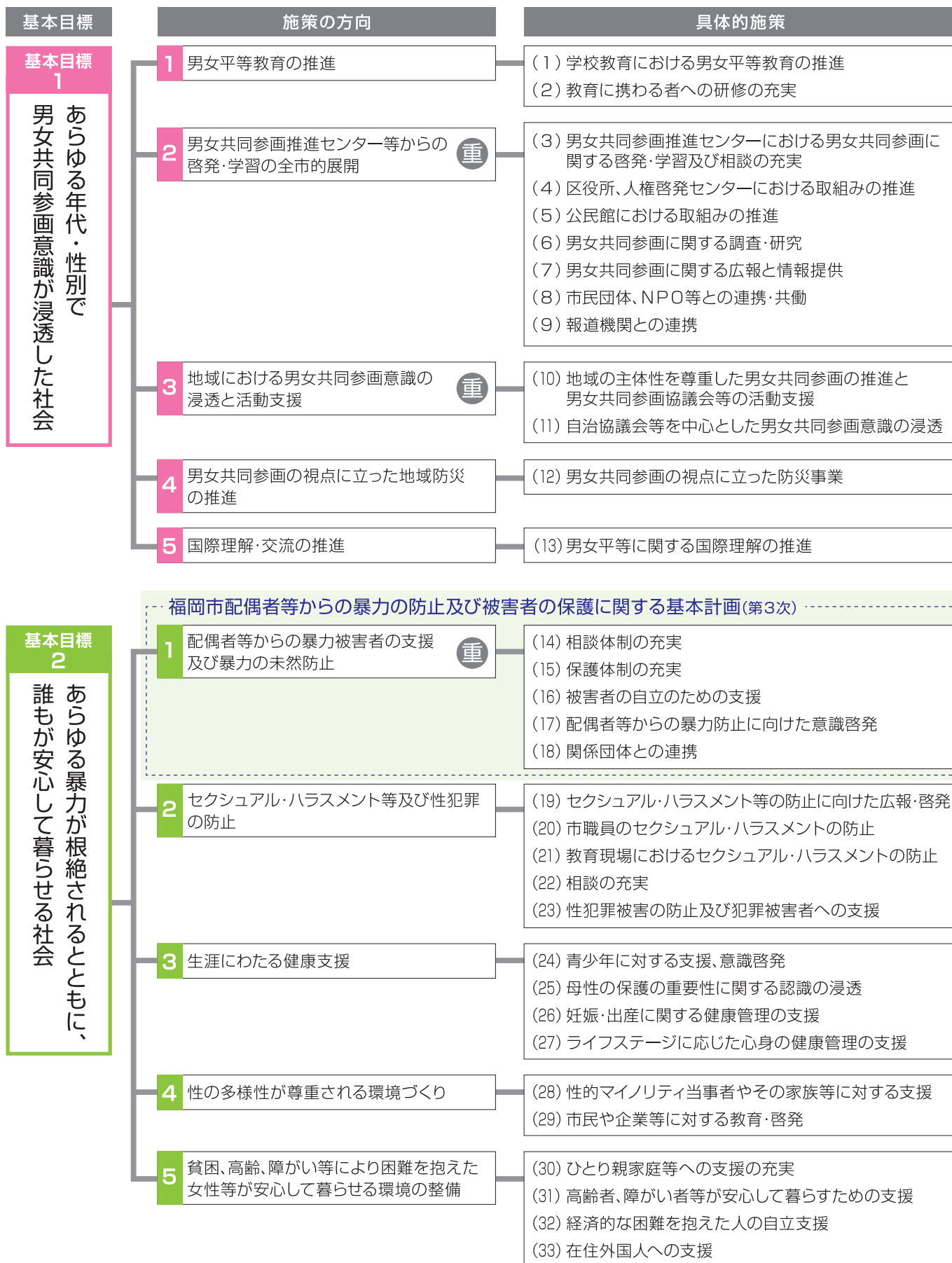
また、市役所内においては、特定事業主行動計画に基づき、女性職員の活躍を支援する取組みを進めるとともに、市役所における率先した取組みを企業に紹介します。

さらに、地域における女性の活躍を推進し、地域活動への多様な人材の参画を図るため、女性リーダーの人材育成や、地域、諸団体の自主的な男女共同参画推進の取組み支援、自治協議会への男女共同参画の意識啓発に向けた出前講座などを行います。



基本計画 体系図

重 は重点的に取り組む施策



福岡市男女共同参画基本計画（第4次）概要版より抜粋

基本目標

施策の方向

具体的施策

福岡市働く女性の活躍推進計画(第2次)

基本目標
3

仕事と生活の
調和が実現した社会

1 仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス)の推進

重

- (34) 企業に対する多様で柔軟な働き方の取組み支援
- (35) 育児・介護休業制度等に関する広報と情報提供
- (36) 市役所における意識啓発
- (37) 男性への意識啓発と、家庭や地域活動への参画促進
- (38) 男性相談の充実

2 子育て・介護支援の充実

- (39) 多様なニーズに対応した保育サービス等の充実
- (40) 子育て支援の充実
- (41) 介護支援の充実

基本目標
4

働く場において女性が
能力を発揮して活躍できる社会

1 働く場における女性活躍推進の支援

重

- (42) 企業に対するダイバーシティ*を見据えた女性活躍推進の取組み支援
- (43) 働く女性のキャリアアップ支援
- (44) 働く女性への労働に関する広報と情報提供
- (45) 相談の充実
- (46) 農林水産業の分野における女性の参画促進

※ダイバーシティ：「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

2 女性の就業・起業支援

重

- (47) 就業意識の啓発と職業能力の向上
- (48) 女性の起業支援
- (49) 再就職の支援

基本目標
5

あらゆる意思決定過程に男女が共に
参画する多様性に富んだ社会

1 市の政策・方針決定過程への
女性の参画促進

重

- (50) 審議会等への女性の参画促進
- (51) 市役所における男女共同参画の推進
- (52) 政治分野における女性の参画促進

2 地域活動の方針決定過程への
女性の参画促進

重

- (53) 自治協議会等への女性役員の参画促進
- (54) 地域の女性リーダー育成と活躍支援

